

国立大学法人東京学芸大学教育実践研究推進本部論叢編集会議要項の一部改正について

改正理由：副議長の職務を明確にすることに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(議長等)</p> <p>第4条 編集会議に議長及び副議長を置き、議長は前条第1項第1号の委員をもって充て、副議長は前条第1項第2号及び第3号の委員の互選により定める。</p> <p>2 議長は、編集会議を招集する。</p> <p><u>3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。</u></p> <p>(編集長)</p> <p>第5条 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和6年2月20日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(議長等)</p> <p>第4条 編集会議に議長及び副議長を置き、議長は前条第1項第1号の委員をもって充て、副議長は前条第1項第2号及び第3号の委員の互選により定める。</p> <p>2 議長は、編集会議を招集する。</p> <p>(編集長)</p> <p>第5条 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>